

## 住まい専用の積立金は、災害時に大活躍！

先月は、大型台風19号及びその後の大雨により広範囲で川の氾濫、床下・床上浸水等の災害が発生しました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、度重なる災害を受け、「住まい専用の積立金」は、維持管理・メンテナンスやリフォーム以外に、「災害時に大活躍！」頂ける預金になる事を重ねてお伝え致します。

大阪府摂津市が先月発表した「大阪北部地震 及び 台風21号で家屋被害を受けた方へのアンケート調査結果」によると、修繕や建て替えが必要とされる約4割の世帯が「完了していない」と回答。その理由は、①事業者の順番待ち ②修繕費用が用意出来ない 又は 先行きに不安があり修繕費用として使えない でした。

約4割の世帯が「住まい専用の積立て」をしていれば、事業者の順番を待ってでも修繕の可能性が高くなり、修繕後に安心して住み続けられると思うと、非常に残念です。

当センターは、「住まい専用の積立金」をお勧めしています。

修繕が必要となる時期 及び 修繕費用の目安は、青い表紙の冊子「住まいのお手入れ」の「メンテナンススケジュール<建物編、設備編>」を参照、または「維持保全計画」をご確認ください。ご不明な場合は点検登録店にお訊ねください。

積立てはダイエットと同じで頑張り過ぎず、少しずつ出来る範囲で続ける事が大切です。

最後に、修繕積立金の戸建住宅版として業界初の「戸建住宅修繕積立サポートシステム“モリトくん”」を改めてご紹介致します。

“モリトくん”は、修繕積立金を不動産信託口座に預ける仕組みです。近年話題の「家族信託」に似た仕組みで、資産運用に資金を投資する「投資信託」とは全く別です。

皆様からお預かりした大切な修繕積立金は信託法に基づき、金融庁に届け出の不動産信託会社に設けたセンター専用の信託口座に「預託金」として住宅所有者別に管理します。

他にない“モリトくん”の最大の特長は、以下の3つです。

- ① 災害時、避難にかかる費用や当面の生活費に、罹災証明書の発行を待たずに直ぐに引き出せます。災害対応の保険金や自治体の助成金のみならず、生活再建に役立ちます。
- ② 修繕積立金は住宅所有者の資産の為、引っ越し後もそのまま使えます。
- ③ センターや不動産信託会社に万が一の時も、信託法により「預託金は全額保護」されます。

詳細は、点検登録店 又は センター事務局へお問合せください。

以上 (文責Y)

### ★賛助会員様の情報提供

<https://www.woodone.co.jp/product/kitchen/> 木を育てている会社を作る、木のキッチン！

<https://www.woodone.co.jp/showroom/> ウッドワン様様の全国のショールーム情報！

<https://woodone.jp/> インスタグラムをはじめ、無垢の木のある空間をご提案！

※ 維持保全計画、点検の実施についてのご質問、ご不明の点は、事務局までお問合せください。

※ 「登録住宅いえかるて」のご説明は、ホームページをご覧ください。<http://www.holsc.or.jp/iekarute/>

※ 「登録住宅いえかるて」WEBの「住宅所有者ID」をお忘れの方や不明の方、ご質問や資料をご希望の方、「担当の点検登録店」がご不明の方は、[info@holsc.or.jp](mailto:info@holsc.or.jp) へメールをお願い致します。

※ センターのブログ、Facebook も是非ご覧ください。

● ブログ <http://www.holsc.or.jp/information/blog/>

● Facebook <https://www.facebook.com/一般社団法人-住宅長期支援センター-265533456815676/>

※ お住まいのご質問や相談、空き家の管理や活用の電話相談を承っています。

※ 自治会や子供会等へ「住まいの出前講座」をお受けしています。イベント企画にご利用ください。

※ このメールマガジンをご希望、又は不要の場合は、[info@holsc.or.jp](mailto:info@holsc.or.jp) へご連絡をお願い致します。

一般社団法人 住宅長期支援センター

TEL : 06-6941-8336 FAX : 06-6941-8337 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 MF天満橋ビル5階